

首都圏大規模同時合同取締を実施しました

～過去最大全21箇所で、違反車両延べ23台に行政指導を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)は、構成する道路管理者が中心となり、関東・甲信エリアにおける警察及び運輸支局の大型車両の走行に係る3者の連携を深め、過去最大の21箇所で首都圏大規模同時合同取締を実施しましたので、お知らせします。

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる主要因である違法な重量超過車両への取組みを強化しています。さらに今回は、近年増加している大型車両の車輪脱落事故防止「**お・ち・な・い**」(P5参照)について運輸支局主導のもと、ドライバーへ呼び掛けを行いました。今後も安全・安心して暮らせる社会の実現を目指し、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に大型車両の通行適正化を推進してまいります。

記

- 日 時 : 令和4年11月9日(水)
①10:00～11:30 ②13:30～15:00
■場 所 : 別添2の実施箇所図参照
■取締結果 : 道路法及び道路運送車両法による取締結果は下表のとおり



【道路が損傷した例】



【取締風景の一例】

道路法に基づく特殊車両の取締結果

機関名・会社名	引込台数	違反台数	(内 訳)	
			措置命令台数	指導警告台数
国土交通省関東地方整備局	43	12	0	12
東京都	3	2	0	2
埼玉県	1	1	0	1
首都高速道路株式会社	14	2	2	0
東日本高速道路株式会社	7	2	2	0
中日本高速道路株式会社	7	3	3	0
計 (括弧内の数値は令和2年度取締結果)	75(83)	22(39)	7(9)	15(30)

道路運送車両法に基づく不正改造の取締結果

支局名	引込台数	整備命令発令台数
東京運輸支局	10	0
神奈川運輸支局	4	0
埼玉運輸支局	6	0
茨城運輸支局	8	1
栃木運輸支局	12	0
群馬運輸支局	8	0
山梨運輸支局	12	0
計	60	1

※本合同取締は、平成28年度から連絡協議会の取組みとして、当会を構成する1都3県の道路管理者が中心となり、関係警察と連携しながら、下記問い合わせ先のメンバーで実施しました。

※道路運送車両法による取締では、車両ごとに検査するため、連結車の場合は「トラクタ部」「トレーラ部」各々に対する結果を計上しています。

発表記者クラブ

国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、高崎記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野市政記者クラブ、長野市政記者会、長野県庁会見場

問い合わせ先

- | | |
|--|------------------|
| ◎ 国土交通省関東地方整備局 道路部 交通対策課 (連絡協議会事務局)
建設専門官 小澤 龍矢 (おざわ たつや) | TEL 048-600-1346 |
| ◎ 国土交通省関東運輸局 自動車技術安全部 技術課 | TEL 045-211-7255 |
| ◎ 東京都建設局 道路管理部 監察指導課 | TEL 03-5320-5285 |
| ◎ 埼玉県 県土整備部 道路環境課 | TEL 048-830-5101 |
| ◎ 首都高速道路株式会社 経営企画部 広報課 | TEL 03-3539-9257 |
| 保全・交通部 防災・交通管理室 交通管理課 | TEL 03-3539-9492 |
| ◎ 東日本高速道路株式会社 関東支社 広報課 | TEL 048-631-0222 |
| ◎ 中日本高速道路株式会社 東京支社 広報・CS課 | TEL 03-5776-5257 |
| 八王子支社 広報・CS課 | TEL 042-691-1172 |

合同取締の目的

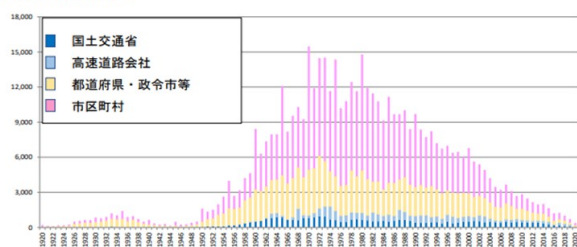
課題 道路インフラの老朽化

道路インフラは高度経済成長期に集中して建設され、老朽化が進行しています。2030年には全体の半数以上が建設後50年を経過することとなり、深刻な老朽化の時代を迎えています。国民の財産である道路を安全かつ安心して途切れることなく利用して



いただくため、限りある財源の中で、適切に維持管理をしていくには、いかに道路を長寿化させていくかが喫緊の課題となっています。

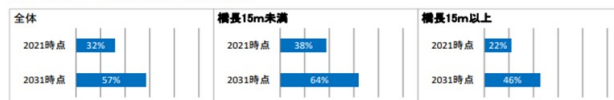
○ 建設年度別橋梁数



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約23万橋ある。
※各年度の内訳は、巻末資料（8）を参照。

（出典）道路局調べ（2021.3 末時点）

○ 建設後 50 年を経過した橋梁の割合



（出典）道路メンテナンス年報2021年8月

影響 重量超過車両による走行がもたらす2大悪

重量超過車両による道路橋の劣化への影響は、重量（軸重）の12乗に比例します。左下図のように、軸重が基準（10トン）の2倍超過して走行した場合、特に道路橋※に対しては、**たった1台が軸重10トン車の約4,000台分以上の走行に相当し、老朽化した道路インフラに対して多大な影響**を及ぼしています。また、重量超過車両の走行は、交通事故に繋がりがやすく、道路交通への影響も甚大です。



【特殊車両の重大事故事例】
無許可のセミトレーラ横転により、積荷が落下。約12時間の国道が通行止めとなった上、ガードレールや照明灯も損傷。

目標 合同取締の実施を通じて目指すこと

道路管理者は警察の協力を得て日頃から各地において現地での取締や自動重量計測装置（WIM）による取締を行うことで、違反車両の走行抑止を図っています。（右図）

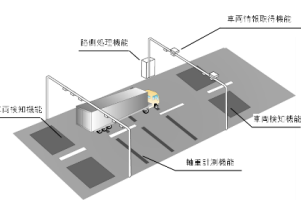
これに加えて年1回、首都圏を中心としたエリアにおいて道路に関する法令を所管する三者（道路

管理者・警察・運輸支局）が連携し、大規模かつ同時に行う『合同取締』を行うことで違反車両への更なる抑止を図っています。

この合同取締の実施により重量超過車両の走行による道路へのダメージや重大事故を削減して、**道路ネットワークの長寿化及び持続的な物流の実現**を目指し、安心・安全な社会へ貢献します。



（左）現地取締 （右）自動重量計測装置による取締イメージ



参考 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会とは

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、大型車両の適正かつ安全な走行のために道路管理者、関係企業団体、関係行政機関等が連携して、平成28年1月に設立しました。本協議会では、特に道路構造物の劣化に大きな影響を及ぼす悪質な重量違反車両に対して、『**重量守り、道路を守ろう**』を合言葉に、広報を通じた各種取組みを行っております。

URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>

現地取締風景の一例



①【中日本高速道路(株)】相模原愛川料金所

〈特殊車両の引込み風景〉



②【首都高速道路(株)】志村本線料金所

〈マットスケールによる重量計測風景〉



③【北首都国道事務所】三郷車両取締基地

〈台貫による重量計測風景〉



④【東京国道事務所/東京運輸支局】辰巳車両検問所

〈道路運送車両法と道路法による合同取締風景〉



⑤【大宮国道事務所/埼玉運輸支局】狭山車両取締基地

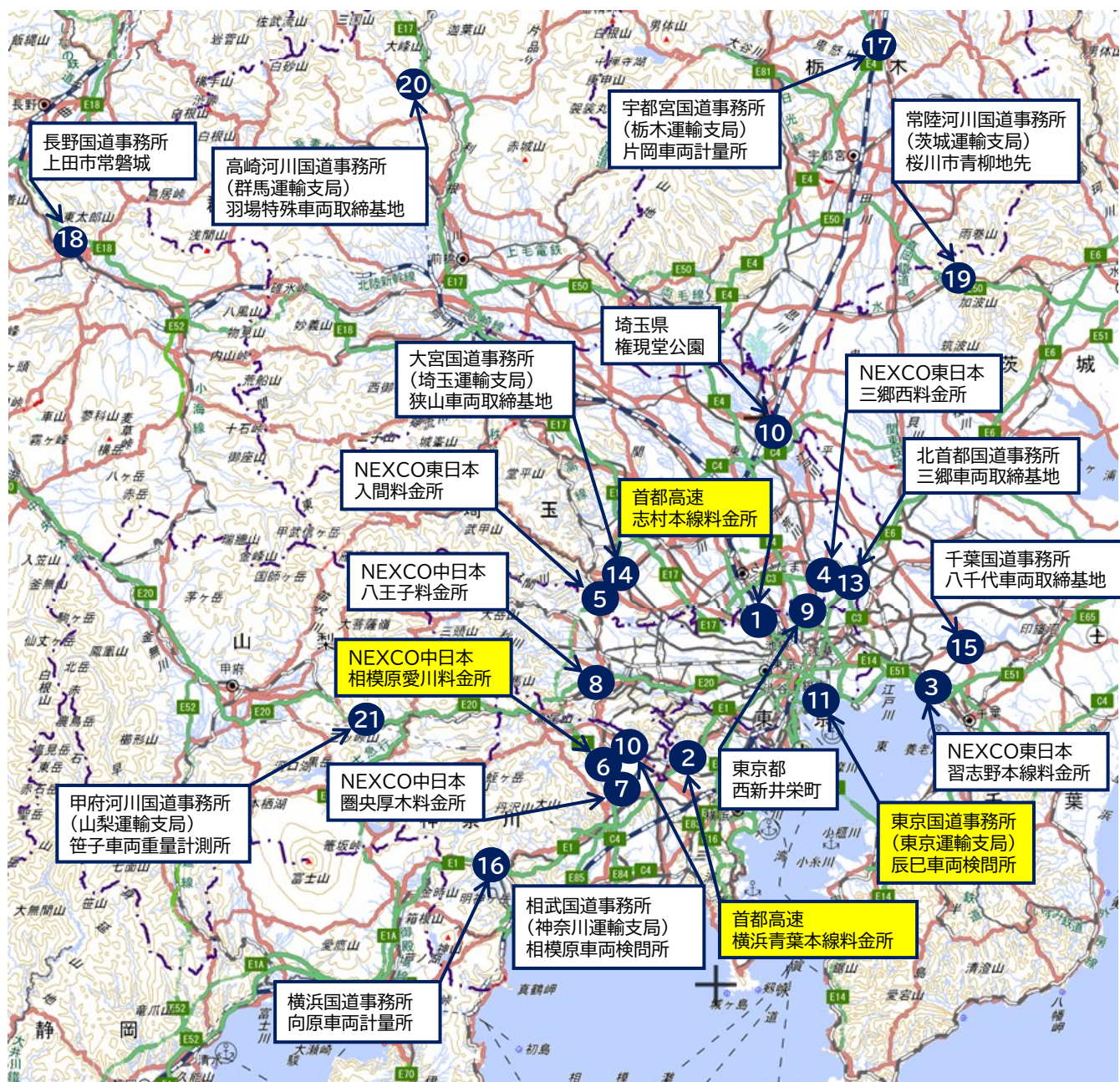
〈取締全景〉



⑥【千葉国道事務所】八千代車両取締基地

〈違反車両への指導風景〉

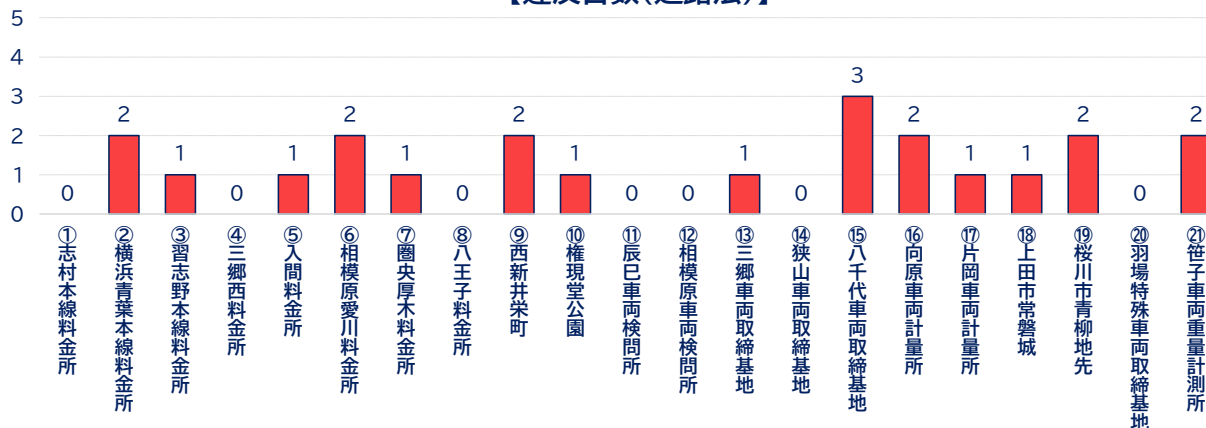
首都圏大規模同時合同取締箇所別の道路法違反台数



※黄色の網掛けは、公開取締箇所(計4箇所)

(出典)国土地理院地図

【違反台数(道路法)】



事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！

脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



Mr. 整備くん

ち

ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)

ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



重量違反が道路を壊す。

規定の重量をオーバーした大型車が、道路を損傷させる原因の約9割。
軸重が基準の2倍オーバーで、橋梁には4000台分のダメージを与えます。

荷主の方も運送事業者も、重量違反は止めましょう。

荷主の方へ

- 重量違反に関与した場合、荷主責任を追及。
- 関与が認められれば警告。主体的違反には、荷主勧告を発動。



運送事業者の方へ

- 重量違反すると、運転者、運送事業者とも罰則適用。
- 悪質な違反は、即時告発。

特殊車両通行許可が必要。

定められた重さ、長さ、高さ、幅をひとつでも超える車両は、許可申請をしてください。

令和4年4月から、新しい制度でも通行が可能になりました。

あらかじめ車両の登録をしておけば、貨物情報や発着地を入力するだけで即時に通行可能な経路が確認でき、通行が可能となります。

車両、積み荷または通行経路によって、新しい制度をご利用いただけない場合がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

まず保有車両を登録

利用時には走行車両の選択

積み荷情報の入力

発着地の入力

即時に通行可能な経路を回答
(ウェブ上に地図表示)

詳しくはこちら



〈10月は大型車通行適正化推進月間〉

重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)